

基準日設定につき通知公告

当社は、令和三年十一月三十日を基準日と定め、同日十五時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と決めましたので公告します。

令和三年十一月十五日

埼玉県所沢市坂之下十七番地一号

ウエルビンググループ株式会社

代表取締役 玉置義議